

事務局たより

第40号 2020年1月1日 chyda-kr@f8.dion.ne.jp
◇事務局 101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル 2F
千代田区労協気付 T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

9条
壊すな!

戦争
させない

安倍内閣
退陣!

共謀罪は
必ず廃止!

憲法敵視・腐臭極まる安倍政権、即時退陣!

～これら正義のスローガンの実現目指し断固たる野党共闘を～

辺野古新基地
NO!

翁長知事の
遺志を継ぐ

辺野古
新基地建設は
断念を!

美ら海
埋めるな

ウソだらけの
安倍政治を
変えよう!

安倍政治と
許さず

貧困・格差
NO!

再稼働
大飯原発
反対
METROPOLITAN COALITION AGAINST NUKES

NO! 貧困
NO! 格差

日本の
どこにも
NO! OSPREY
オスプレイ
いらない!!

**FIGHT
FOR TRUTH**
知る権利を守ろう

守ろう!
表現の自由
報道の自由
民主主義

安倍
9条改憲
NO!

弾圧犠牲者への謝罪と補償は政府の責任

「国際人権規約」は厳格に規定している

昨年 2019 年は、宮澤弘幸さん（1919. 8. 8～1947. 2. 22）生誕 100 年、ワイマール憲法制定から 100 年でした。100 年と聞くと遙か昔のイメージになりますが、宮澤さんは「アベ政治は許さない」のスローガン揮毫で知られている俳人・金子兜太さん（1919. 9. 20～2019. 2. 20）のほんの一カ月前に生まれました。もし宮澤さんが生き抜いていたならば、金子さんと同様にあの弾圧の生き証人として、「アベ政治を許さない」の戦列に立っていたに違いありません。同様にワイマール憲法がナチスによって葬り去られなかったならば、世界はどのように展開してきたでしょうか。

歴史に「もし」はタブーとされていますが、闘いの視点から考えるならば、大胆に仮定して運動の方向性を探る一助にしてもよいと考えます。

もし、弾圧を阻止することができていたら？

そして、なぜそれができなかったか？についても。

*

本会事務局は昨年 10 月、小冊子「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 国家権力犯罪に“時効”はない」を発行しました。次ページ以降で紹介するように、多くのみなさまから意見とカンパをいただきました。心から感謝申し上げます。

「“時効”はない」冊子発行後、「国際人権規約」があることを知りました。不明を恥じるとともに、これが「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを裏付け、謝罪と補償を求める根拠になると気づきました。

日韓関係悪化の全責任は安倍政権にある

外務省条約局国際協定課長だった元広島平和研究所長の浅井基文さんがブログ「21 世紀の日本と国際社会」の 9 月 21 日付で「日韓関係を破壊する安倍政権」<https://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2019/1155.html> と題して「国際人権規約」の視点から「日韓関係悪化の全責任は安倍政権にある」と厳しく糾しています。以下その概要を紹介します。

・安倍政権は「過去の個人請求権は 1965 年の日韓請求権協定ですべて解決済」としている。「個人の請求権は国が肩代わりして解決することができる」は国際的な理解であったから、当時は正しかった。

・国際人権規約（社会権規約 A、自由権規約 B）が確立したことによって、この主張・理解は完全に崩れた。この規約は 1976 年に発効し、日本は 1978 年に批准した。従って日本は国際人権規約に拘束される。

・日本政府は 1991 年 8 月の国会で「国が放棄したのは個人の権利を保護する外交保護権であって、個人の請

求権自体は消滅しない」と答弁している。これは人権規約を批准しているから当然のことだ。

・自由権規約 B 第 7 条、第 8 条 3 項 a は「従軍慰安婦」に、第 8 条 3 項 b は「徴用工」に該当する。従って日本も従軍慰安婦や徴用工だった人々に謝罪し補償しなければならない。

・以上を踏まえれば、韓国には 100%の理があり、日本には 100%の非がある。安倍政権が韓国に対して居丈高に振る舞うことは許されない。

人権規約違反行為に謝罪と補償が世界の流れ

浅井さんは、国際人権規約をはじめとする国際人権法が成立して以後、世界各国では、過去に国が犯した国際人権規約に違反する行為についての救済措置が講じられていると指摘しています。

「オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカでは、先住民族に対する謝罪と補償がおこなわれました。アメリカは第二次世界大戦中に日系アメリカ人に対して行った隔離政策を謝罪し、補償しました。よく知られているものとしては、第二次世界大戦中の強制労働問題に関して、ドイツが行った『記憶・責任・未来』基金があります」と具体例をあげています。

「“時効”はない」冊子で、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟が調査した、「弾圧犠牲者への謝罪と賠償」を実施している国々を紹介しました。また国連総会は、1968 年に「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」を成立させ 1970 年に発効しています（日本は未批准）

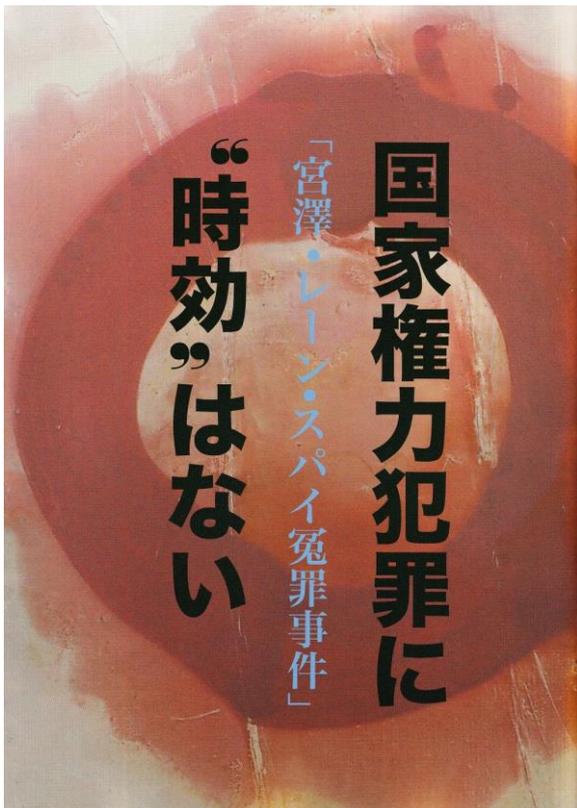
こうして、国家権力犯罪に対する謝罪と賠償は国際的な潮流になっているにも関わらず、安倍政権は、「治安維持法は適法に制定された以上、その違反の罪に係る刑の執行によって生じた損害を賠償する理由も謝罪の必要もない」との態度です。

日本政府は弾圧犠牲者へ謝罪し賠償せよ！

治維法国賠同盟は、治安維持法犠牲者に対する謝罪と補償を要求して、毎年、全国的な署名運動を展開しています。また「レッド・ページ反対全国連絡センター」は、戦後最大の人権侵害であるレッド・ページ被害者に対する謝罪と補償を要求しています。

「スパイ冤罪」で断罪された宮澤弘幸さんも国家権力による弾圧犠牲者である以上、政府による謝罪と補償を求める運動と連帯して、その実現に向かって、引き続き真相を広めるとともに、可能な行動を積み上げていきたいと考えています。（福島 清）

「国家権力犯罪に“時効”はない」に対する感想・意見



私は今、「国家権力犯罪に時効はない」という命題に関して外国の民事の不法行為・債務不履行の問題を考えております。時効については、刑事では、刑事訴訟法の教科書、民事では、民法等の教科書等に記載がありますが、これらでは不十分です。

ほんの一例を挙げますと、以下です。

意外なことに感じられるかもしれませんが、時効制度によって多くの善良な市民が守られています。なぜなら時効制度が存在する最も大きな理由は「国家権力の乱用を防ぐため」です。

例えば市民オンブズマン(もしくはジャーナリスト)のAさんが、警察の汚職を追及していたとします。そしてAさんがたまたま20年前に微罪を犯していたとします。もし時効制度がないとAさんをよく思わない警察は「20年前に微罪を犯した疑いでAを逮捕する」ということが法的には可能になってしまうわけです。逮捕されると10~20日間も勾留され、Aさんの本業にも差し障りが出ることとなります。つまりAさんに対する「合法的なゆさぶり」です。これは明らかに国家権力の乱用ですが、実際にドイツでそのようなことが頻発したため、犯罪の大きさに比例して時効期間を設定したヒストリーがあるそうです。これが時効制度が作られたそもそもの理由です。

もちろん「どんなに小さくても罪は罪。罪を犯す方が悪い」と言われればそれまでです。しかし成人で全

く犯罪をしたことがないという人は、まずいないのではないのでしょうか。

◆自転車に乗って赤信号を無視したことはないですか?→道路交通法違反。◆つい小さなゴミを道路に捨てたことはないですか?→軽犯罪法違反。◆拾った小銭をついポケットに入れたことはないですか?→遺失物等横領罪。◆CDなどの著作物をコピーして友達にあげたことはないですか?→著作権法違反。◆勤務先の備品を私用に拝借したことはないですか(私用メール、私用でコピー機を使うなど)?→背任罪

何年も経過した後に、上記のような罪である日突然逮捕され、長期間勾留されることがあったとしても、「国家権力の乱用」とは考えずに「罪を犯した自分が悪い」と素直に納得できますか? 時効が無いと言うことは、『どんなに小さな罪でも一度犯してしまったら一生背負っていかなければならない』と言うことを意味します。

したがって時効は「犯罪者の逃げ得」や「捜査機関の負担軽減」というより「善良な市民を国家権力から守る」という意味合いの方が大きいのです。

一方でDNAなどの科学捜査が飛躍的に進歩した現代では、やはり殺人などの重大な犯罪の時効は、40-50年に設定するべきだと思います。ただし重大な犯罪といえども時効の完全撤廃には反対です。なぜなら事件が完全に解決・解明されるまで証拠などの資料を未来永劫保存しなければならないからです。極端な例を言えば、100年前に起こった殺人事件の証拠資料でさえ、時効がなければ、税金を投入して保存し続けなければなりません。これはいくら何でもナンセンスだと感じます。

この他にも、「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」のこともいろいろ出てきます。(中原章雄)

*

昨日、『国家権力犯罪に“時効”はない』を拝受いたしました。ありがとうございました。

「国家権力犯罪」に論理的に、実証的に迫っていく過程が的確にまとめられていると思いました。多くの方の手に届くことを願っております。

昨年12月の札幌での講演記録の校正を返却したところです。また『北大ピースガイド』に、「戦時下の北大」などを寄せました。

どうぞ、今後ともよろしくお願いたします。

(荻野富士夫)

*

すばらしい内容です。みなさまの営々たる活動が宮澤弘幸氏の事績を通じた良心の結論を導き(4面へ)

(3面から) だされたことに敬意を表します。治安維持法弾圧に倒れた伊藤千代子を世に問う運動を映画化の形で表現していきます。感謝！ (藤田廣登)

*

毎回冊子発行の企画をされ、資料を集め、執筆し、冊子化されるご尽力に感謝いたしています。やっぱり、不正・不平等に対するバイタリティーが違つと、感心いたします。ありがとうございます。(泉 定明)

*

「国家権力犯罪に“時効”はない」到着、力作ありがとうございました。権力暴力の総括が簡潔にしっかりまとめられていると思います。改めて勉強します。(田村 徳章)

*

レーン・宮澤事件は、私は福島さんから聞くまでは知りませんでした。小林多喜二なら、知っている人も多少はいるかもしれませんが。勝手な希望ですが、古い歴史の真相の発掘も重要ですが、今進行中の香港の民主主義弾圧の問題などにも、鋭い評論などを展開してもらえると嬉しいのですが。日本共産党が中国共産党の、異論を許さない弾圧政策をどう評価しているのか、お聞きしたいところです。(千葉伸郎)

*

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件についてよくわかりますし、戦争への道をつき進む“今”もよく分かります。(後藤太刀味)

*

「国家権力犯罪に“時効”はない」を賜り誠にありがとうございました。みなさまの反ファシズムの御熱意に衷心より敬意を表しております。日本の野党がファシズム化のことを何も語らないのが心配です。(金子 勝)

*

感想は以下の通り。①「国家権力犯罪の国家権力犯罪たる所以は、社会を変革する社会運動・意識をほぼ完全に封じ込め、戦争遂行の障害とみなした言動・信仰をえぐり出し、人々の平穏な生活を破壊しつくす」(荻野富士夫氏) 検拳の実態を見ればわかる。②いつ何が起きたかを、しっかり記憶し記録し、繰り返し確認し、隠蔽、改竄を掘り起こし、真実を見抜く目を鍛えること。あきらめないことだ。③「14のファシズムの初期兆候」は、麻生太郎が「ナチスのやり方を見習え」と言っているように、安倍政権がすでにやっている。そこに恐ろしさを感じる。しかし日本は政治や社会の分野で連帯・共闘の輪がある。そこに希望をもって諸活動に取り組んでいきたい。(岩田健一)

*

安倍政権打倒こそ急務だ！

冊子「国家権力犯罪に“時効”はない」は、戦前の宮澤・レーン事件に始まって現在の安倍政権に至る国

家犯罪の歴史と問題点をコンパクトにまとめ、当面の闘争目標、打倒安倍の有力なツールと確信する。

かつて宮澤・レーン夫妻らは軍機保護法で検挙されたが、治安維持法と並び特高警察の善良な市民を取り締まる武器とされた。

これら悪法はそのまま、安倍晋三政権が強行成立させた戦争法や特定秘密保護法、共謀罪法に引き継がれ、政府の任務である国民の生命・財産を守るところか、国民の口を封じてがんじがらめに軍事国家へ直進するのは、火を見るより明らかだ。

私が安倍内閣を過去のどの内閣より悪辣極まる史上最低・最悪の内閣という所以である。

安倍政権はさらにその仕上げとして、憲法違反の自衛隊を抱えながら、曲がりなりにも戦後日本を戦禍に巻き込まれず守りぬいてきた平和憲法を改悪しようと企んでいるのだ。

われわれは半世紀あまり昔、安倍の祖父・岸信介の安保改定に反対、戦後最大の国民運動を展開したが、改憲はそれ以上に国のかたちを変える一大危機と言って過言ではないだろう。

よってわれわれはこれを絶対許すわけにはいかず、安保をしのぐ意気込みと覚悟で反対運動に邁進せねばならない。

私は現在、戦後の三大国鉄謀略事件といわれた下山・三鷹・松川事件のうち、死後再審請求を闘っている三鷹事件を支援する「三鷹事件の真相を糾明し、語り継ぐ会」の事務局で微力を尽くしている。

国民救援会が支援している25の「再審・冤罪事件」に三鷹事件も含まれているが、私は再審・冤罪に謀略も加えたい。米占領下の事件で日本の司法当局は米側の「無罪にしたら承知しない」とのプレッシャーを受けながら、下山は自・他殺が対立してモノにならず、松川も戦後最大という裁判闘争で全員無罪の結末。

結局、残る三鷹の竹内景助死刑確定が司法側唯一の白星という結果となり、今年事件発生70を迎えたという次第。

2011年、「悔しい」の言葉を残して獄死した父の無念を晴らそうと竹内の長男が東京高裁に再審請求。しかし検察は自分たちに有利な証拠しか出さず、裁判所は事実調べも何ら行わず、8年経ったこの7月末、請求棄却。闘いをさらに持ち越した。

おしなべて安倍政権になってから、再審裁判の多くが政府側に有利な判決しか下さず、司法の独立、三権分立など名ばかり。モリカケの延長で政府寄りの忖度しか伺えぬ結果が目立つ。

かつて田中角栄は政治をカネまみれにした。安倍はウソまみれにし、歴代首相の中でも対米ベッタリの姿勢が際立つ。とくに高級官僚の人事権を掌握、忖度が流行語になるほど人の顔色をうかがう風潮を蔓延させた。(5面へ)

制作費カンパを寄せてくださったみなさま (敬称略・五十音順。2019年12月31日)

赤坂 京子	勝又 敦子	佐々木あずさ	手塚恵美子	松江 勇
赤川 博敏	金谷 貞夫	佐々木洋子、光子	寺沢 玲子	水久保文明
秋間 実	神沼公三郎	里見 和男	戸塚 章介	宮田 貞夫
在原 一夫	金子 勝	佐藤 稔明	中原 章雄	宮前 匡雄
五十嵐 仁	金子 賢二	澤田 治	中村 満夫	村瀬 喜之
石崎 博志	狩野 博美	澤田 猛	永元 実	茂木 良作
石原 尚樹	亀山 久雄	椎橋 勝信	永井 靖二	柳下 登
石塚 勝	刈谷 純一	穴戸 迪武	長島 正夫	矢倉 久泰
石井 忠治	河合 良一	嶋倉 貞男	奈良本英佑	梁田 政方
石戸谷 滋	川島 金次	清水 雅彦	奈良 秀行	山口 文昭
磯貝 佳身	木村 武晴	白石 博基	成田 強	山口 幸夫
伊藤 陽一	工藤 茂雄	杉全 泰	和 孝雄	山勢 哲三
今井 茂富	国吉 昌晴	鈴木 益邦	西本 武志	芳尾 孝治
岩田 健一	久保 博夫	高尾 義彦	根岸 正和	吉田 栄一
岩垂 弘	久保田正子	竹内 良男	橋本 良仁	吉田 順一
植島幹四郎	児玉 勝彦	田場 武勝	福島 清	吉田 隆
上野 祥子	後藤太刀味	田村徳章、みどり	藤田 修二	吉田 哲郎
江守 信正	小宮 恭二	千葉 伸郎	藤田 進	米田 光男
大住 広人	今野 当夫	茶原 正士	藤森 研	渡辺真知子
小川 忠男	斉藤 道俊	千代田区労協	古川 俊実	以上
折井 暁	道祖土邦男	津田 秀一	松田 宏一	107個人・団体
海渡 雄一	佐々木南夫	津田 光輝	松島 守保	

◇制作・配布について 制作発行部数は500冊。「真相を広める会」会員と関係者340人に贈呈。「秘密法反対全国ネットワーク交流会」(12.7~8)に50冊(販売代金は同交流会にカンパ)、「秘密保護法を問う12.6集会」に80冊(同)。なお、本冊子は、全文テキストと目次別テキストを「真相を広める会ホームページ」に掲載公開しています。ご活用ください。<http://miyazawa-lane.com/>

◇会計報告	<収入>	カンパ	382,500円		
	<支出>	制作発送費(株式会社「毎栄」)	368,500円		
		追加郵送費	3,160円	差引	10,840円

(4面から)安倍政権は経済政策・アベノミクスを破綻させ、外交は北方領土の対露はじめカネを使うばかりで空回り。在任期間が長いばかりで成果は皆無。水に落ちた犬は叩け、ではないが、来る総選挙では野党・市民の共闘で自公与党を大敗させ、即刻表舞台から請えてもらわねばならない。もちろん、改憲などもってのほか。

結びに金子兜太揮毫の文句を声を大にして言う。

「アベ政治を許さない」ぞ! (石塚 勝)

*

先日お送りいただいた新しい小冊子は、これまでの「真相を広める会」他の運動で明らかになった「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の経緯と真相の到達点がコンパクトにまとめられ、かつ軍機保護法、治安維持法や近年の秘密保護法、安保法制(=戦争法)、共謀罪など戦前戦後の反動諸立法の流れの中に位置づけて、

事件の本質が戦争遂行のための国家権力犯罪の一つであったことを浮き彫りにし、今日の時代状況への警鐘にされようとしており、私たち以降の新たな世代に事件の真相を広げ、運動を継承していくための一助となるものだと思います。(向山征哉)

*

冊子ありがとうございました。恥知らずな権力への飽くなき責任追及、凄いと思います。(上野祥子)

*

「あきらめない」闘い続けるみなさんに勇気づけられています。みなさんの支えで頑固に歩んでいます。ありがとうございます。(鈴木益邦)

*

あの時代にどんどん近づいている今、そうさせないためがんばりましょう。(勝又敦子)

*

(6面へ)

(5面から)

冊子により、国家に隷従せず、二度と国家権力犯罪を起こさせてはならないことを教えられた。

(里見和男)

*

絶対権力の暴走を許さない為に、「アベ政治を許さない」です。

(山勢哲三)

*

恩師・山本玉樹先生から、宮澤・レーン事件を考える会の意義を知ることができました。十勝でDVD上映と共に、多くの方に知ってもらう学習会を続けます。

(佐々木あずさ)

*

パンフレットと「事務局たより」読ませて頂きました。国民の生活と権利、平和と安全を守る運動、ありがとうございました。

(今井茂富)

*

お送り頂いていた「国家権力犯罪に”時効”はない—宮澤・レーン・スパイ冤罪事件—」をやっと読了できました。(まとまった時間がとれなくて、電車に乗っている間にぼちぼち読んでいたのですが、記憶力の減退で、以前に読んだところを何度も読み直して行きつ戻りつ……という調子でものすごく時間が経ってしまいました)

事実を丹念に掘り起こし、伝えていく、という地道な作業を続けておいでのことに敬意を表します。

印象に残ったことを少し。

1) 《危ない誘いに英雄化志向がある》(P7-8)

① 《(宮澤の) 自白拒否の姿勢が「天皇の忠良なる臣民であることを拒否する存在だ」と祀り上げられ、反天皇制の偶像に仕立て上げる論考までが現れるに至った》

決して「反天皇制」でもなく「反体制思想の持ち主」でもなかった宮澤青年がスパイとされてしまったところに、この「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の怖さがあります。

もう大分前、横浜事件の再審が決定する直前くらいの頃です。再審請求署名を集めている団体の人が、ボロっと「実は自分は再審請求に拘るのがよくわからない。横浜事件の関係者は立派な共産主義者だと間違われたのだから名誉なことだと思うんだよね。」と話されていて、吃驚したのを記憶しています。この方は個人的には善意でそうお考えなのだろうけど、この横浜事件、及び治安維持法の運用の実態—それが社会全体にどう影響をもたらしたのか(今ももたらしているか)—の本質を考えていらっやらない。

現在の自らの価値基準で「立派かどうか」に当てはめて、「鼻根の引き倒し」を行うのは、まさに「危ない誘い」です。

② 《……拷問に耐え、拒否を貫くことを以て是とし称

賛すれば、屈して応ずるを以て非として卑しむこととなり、ひいては同じ状況に嵌められる人に非情の苦痛と、死さえ強いることになる》

日本の特高警察の拷問の被害者に直接お目にかかったことはありませんが、韓国の軍事独裁政権の下での拷問被害者は、私より年下の“在日”の方に多くおいでなので、お目にかかる機会もあります。ほとんど再審無罪を得られていますし、平和統一のために積極的な活動をされている方も少なくありません(※)。

一人一人に「あなたは拷問に最後まで耐えましたか？」なんて失礼な質問はしたことはありませんが、ほとんどの場合、拷問の末に「自白調書」に署名するに至ったようです。(逆に、もしそうでなければ、拷問死していたに違いない)

※ 在日韓国良心囚同友会

<http://www.e-sora.net/korea/>

③ 《肝心なのは、拷問に走る国家権力のありようであり、権力の意思として拷問を決定し、実行する仕組みを解明し、糾弾し、再発を不可能にする仕組みを保障することだと考える》

おっしゃる通りです。そして安倍政権家で当たり前の人権が音を立てるように崩されている昨今、「拷問なんて大昔の話。今更ありえないよね」と楽観視できない状況に直面しています。ある勢力(大きくない、マイノリティでしょう)に対して、政治家など社会的影響力のある人間の発言と“電凸”の組み合わせで世論を煽り、「あいつ(ら)の存在を許してはならない」とのレッテル貼りが横行するようになれば、「拷問」まではほんの一步。

2) 戦時治安立法での犠牲者のうち、起訴—有罪に至ったのは数%(3~4%)である、ということ。

治安維持法に関連した検挙者数、検挙に至らなかった拘束者数はP56に載っていますが、「起訴者数/検挙者数+検挙に至らなかった拘束者数」は約3.9%。資料が行方不明になってしまっているのですが、2012年にブックレットを出したときに調べた軍機保護法での同様な数字は3%代の下のほうだったと記憶しています。

起訴された方々はほぼ全員有罪判決を受けたことでしょう(今でも刑事事件の有罪率は99.8%)。

では、起訴されなかった96~97%の方々は「晴れて放免、良かったね」という話か、というときにあらず。それは皆さまもご存知の通りです。「疑いをかけられた」ことだけで、厳しい社会的制裁がなされたのです。

1) で述べたこととも関係しますが、軍機保護法で「引っかけられた」人は特別な思想の持ち主でも何でもない、たまたまカメラを向けた先に基地があったと、などという場合が多かった。「戦時治安立法での犠牲者は立派な思想の持ち主。名誉なこと」などと考えると大間違いになります。(7面へ)

2.22 宮澤・レーン事件を忘れぬ集い

～戦前の悲劇にとどめず、現状に向き合おう～

▼とき 2020年2月22日(土) 13時～ 墓参 13時半～ つどい

▼ところ 新宿・常圓寺祖師堂地下ホール (新宿区西新宿 7-12-5 ☎3-3371-19-797)

第1部 講演・特別報告 13時半から6時 参加費：500円

1、挨拶 山野井孝有さん(「真相を広める会」元代表)

2、講演 「原発報道のいま」

青木美希さん(朝日新聞社会部記者)
97年北大法卒。1998年～北海道新聞記者。
2010年から朝日新聞記者。原発事故検証企画「プロメテウスの罠」に参加。



2、特別報告「イールズ闘争70周年～いま語りたいたいこと～」
梁田政方さん(1946年北大法入学 当時・道学連委員長)

第2部 懇親交流会 16時15分～18時30分 参加費：2500円

主宰 宮澤・レーン事件を忘れない！ 北大・戦後世代をつなぐ会

*準備の都合上、第2部の出席希望者は、2月15日までにご連絡ください。

問い合わせ 村瀬(63工) 090-4947-5393 泉(62経) 090-4534-1375
向山(62文) 090-4675-5483 梁田(46法) 090-4208-5486

★「真相を広める会」事務局も協力しています。ご都合のつく方、ご参加ください。(福島 清)

(6面から)

3) どこにどう書かれた、と抽出できないのですが：
戦時治安立法(ここでは、治安維持法、軍機保護法、国防保安法を挙げておきます)は、それ自体悪法ではあるけれど、条文自体の悪法ぶり以上に運用においてトンデモない刃を剥き出しにしました。(国会での審議や、その結果としての付帯決議などは、ここ数年の国会審議の墮落からすれば、相当に「立派」といえませぬ。当時の憲法下の制約の下でも「臣民の権利」を守ろうと奮闘した国会議員がおり、閣僚や官僚の答弁もそれなりに真っ当だった)

そして裁判所は、法の拡大解釈、濫用に何の歯止めもかけず、むしろ悪法をより悪法たらしめるに積極的に貢献した事実も忘れてはなりません。(そして裁判

官はGHQは公職追放の対象にしなかった一責任を問われぬまま、その後も裁判官で有り続けた……。明治憲法下の大審院と日本国憲法下の最高裁判所は繋がっています。特高警察が公安警察と繋がってしまっているように)。

現在の裁判所は人権救済の砦たりえていますでしょうか？

以上、中途半端で申し訳ありませんが。

このメーリス(秘密法反対ネットワーク・メーリングリスト)に参加されている方々も、今一度「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相」に関心をもって頂きたく、個人メールではなく、メーリスに投稿しました。

(近藤ゆり子)

植村裁判 東京・札幌控訴審が結審

札幌＝2月6日、東京＝3月3日 判決

植村隆・元朝日新聞記者が、西岡力・麗澤大学客員教授と「週刊文春」発行の文藝春秋社を名誉毀損で訴えた東京訴訟、櫻井よしこ、新潮社、ワック、ダイヤモンド社を訴えた札幌訴訟の控訴審がいずれも結審となり、札幌は2月5日、東京は3月3日に判決が言い渡される。東京高裁は2回、札幌高裁は3回の口頭弁論だったが、植村さんと弁護団は、新たな証拠を提出し、札幌・東京両地裁の不当判決を徹底的に論破した。2020年新春、2つの控訴審で、植村さんに対する「捏造攻撃」を跳ね返す判決を勝ち取りたい。

*

東京控訴審（東京高裁・白石史子裁判長）第2回口頭弁論は12月16日午後3時30分から開かれた。90人の傍聴席は少し空席があった。この日で審理を終了し3月3日判決となった。冒頭、神原元弁護士が、西岡氏らの「捏造攻撃」が破綻していること、東京地裁判決がいかに不当であるかについて、新たに提出した証拠等をもとに意見陳述した。続いて植村隆氏は、家族の命までも危機にさらされた不当な「捏造記者」の汚名を晴らして欲しいと強く主張した。

神原元弁護士は、①西岡氏らは「姦生の経歴が書かれていないから捏造だ」と言うが、当該証言テープで姦生の証言は一切ないことが明らかだから書かなかったにすぎない。それがなぜ捏造になるのか②証言テープの内容は植村記者が書いた記事と一致していた。それがなぜ義母の裁判を有利にすることになるのか③「だまされて慰安婦にされた」との植村記事がなぜ強制連行の裏付けになるのか――と徹底的に批判した。

そして最後に、「司法の使命とは、事実と証拠のみに基づき、判決を下すことです。本件においては、慰安婦問題を巡る歴史観の対立に踏み込むことなく、どちらにも偏らず、曇りなき目で、事実と証拠のみに基づいて、事実の有無を判断することです。そうすれば、植村氏は記事を捏造していないという事実は、真実として認定されるものと確信しています。慰安婦に関する歴史の事実を認定しなくても、本件における真実を認定することは、十分可能なのであります。我々弁護団は、裁判所に、事実と証拠のみに基づく、正しい判決を下されんことを切にお願いする次第であります」と主張した。

続いて植村氏は、「週刊文春」記事と西岡証言によって、激しい「植村捏造バッシング」を受けた。非常勤講師をしていた北星学園大学に対する抗議や脅迫電話、さらには「娘を殺す」との脅迫まで送りつけられた。私は断じて捏造記者ではない。正義は私の側にあると力強く訴えた。

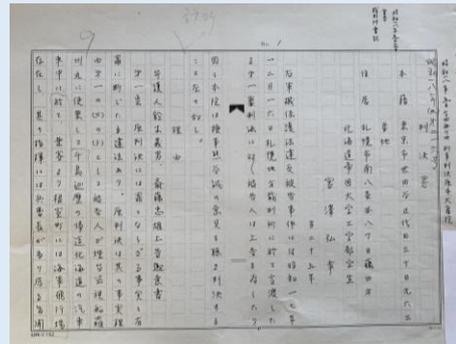
(福島 清)

<コラム> 冤罪忘れるな! ④

冤罪証明の逆転証拠

大審院刑事判決原本簿冊

正確には「昭和十八年五月分四冊の四 刑事判決原本 大審院」と縦書きされた簿冊の中の第二一六、第二一七、第二一八の部分。順に、宮澤弘幸、ハロルド・レーン、ポーリン・レーンの判決原本が綴じ込まれている。本件調査の先鞭・上田誠吉弁護士が最高裁の保存庫で1枚1枚繰る中で見つけた。同弁護士が原本複写した一式が北大大学文書館に保管されている。



本件冤罪の証拠が下手人である国家権力によって隠滅(焼却)される中、わずかに免れた第一級の遺留証拠。法の建前から有罪と断じた確定判決だが、一読して予断と恣意に基づいた事実認定と強引な法理解釈による捏造ぶりが露わになっている。それは判決文に組込まれた上告趣意書との矛盾によっても明白だ。有罪の判決が、そのまま冤罪の証拠に転じるのだから国家意思に迎合した司法の笑えない皮肉となっている。



「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版(本会編)

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部—冤罪の真相 第2部—冤罪事実の条条検証
資料編—判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付—重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで(1面上部題字横に掲載)。送料税込み2300円。後払い。

【事務局から】「真相を広める会」発足は、第2次安倍政権スタートとほぼ同時です。秘密保護法、戦争法制、共謀罪法等々の弾圧法制を強行してきた安倍政権に対して、「アベ政治を許さない」をはじめ暴走に対決するスローガンを掲げ続けて運動の一端を担ってきました。その運動と今現出している安倍政権の卑怯・腐臭極まる実態を比較した時、植村さんと同様に「正義は我らにあり」と叫ばずにはいられません。2020年、「国家権力犯罪に“時効”はない」をより明確にして訴え、憲法改悪阻止、安倍政権打倒の闘いの一翼を担い続けていきたいと思ひます。

(福島 清)